

令和7年8月

第8回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年8月12日 午後1時30分

場 所 つくば市役所 コミュニティ棟3階 会議室A・B

出席委員

1番	關 元章	2番	飯泉 厚彦
3番	横田 晋吾	4番	飯島 秀幸
5番	飯岡 宏記	6番	石田 真也
7番	中島 信夫	8番	関口 和美
9番	岡田 実	10番	雨貝 洋子
11番	白石 悟	12番	對崎 徳男
13番	大野 博司	14番	石島 繁
15番	加園 秀信	16番	吉田 新一
17番	青木 道子	18番	本橋 文男
19番	野堀 良夫	20番	飯島 孝一
21番	遠藤 道夫	22番	飯野 和男
24番	蛭原 昇		

欠席委員

なし

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	鳴海 秀秋
農業行政課	課長	下田 裕久
農業行政課	課長補佐	飯泉 亮成
農業行政課	係長	苅谷 智美
農業行政課	係長	西村 孝之
農業行政課	主任	田中 良拓

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

- | | | |
|------|--------|---------------------------------------------------------|
| | 議案第 2号 | 農地法第4条の規定による許可について |
| | 議案第 3号 | 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について |
| | 議案第 4号 | 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について |
| | 議案第 5号 | 現況証明の発行可否について |
| | 議案第 6号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について |
| | 議案第 7号 | つくば農業振興地域整備計画の変更に係る意見について |
| | 議案第 8号 | 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画変更案に対する意見について |
| | 議案第 9号 | 令和8年度国・県農業施策に対する意見・要望（案）について |
| 日程第3 | 報告第 1号 | 農地法第3条の3の規定による届出について |
| | 報告第 2号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について |
| | 報告第 3号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について |
| | 報告第 4号 | 農地法第4条の規定による制限除外の農地の移動届について |
| | 報告第 5号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| | 報告第 6号 | 農地等の現況に係る照会に対する回答について |

【午後1時30分 開会】

事務局（鳴海事務局長）

本日は、お忙しい中、令和7年度の第8回総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

開会に先立ちまして、飯野会長より御挨拶をいただきたいと思います。

会 長（飯野 和男）

皆さん、こんにちは。お忙しいところ、御苦労さまでございます。

令和7年第8回農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位の御出席を賜り、ありがとうございます。

来週は、台風が来るというような予報が出ておりますが、稲作への影響が出ないことを願っているところです。

引き続き、暑い日が続きますが、体調に十分注意しながら農作業を頑張ってくださいと思います。

本日は、御苦労さまでございます。

事務局（鳴海事務局長）

ありがとうございました。

総会の議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第6条により会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を飯野会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

開会の宣告

会 長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和7年第8回総会を開会いたします。

これより議事に入りますが、本日の出席委員数は23名で、定足数に達していることから、令和7年第8回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第1 議事録署名委員の選任について

議 長（飯野 和男）

まず、日程第1、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第25条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席8番関口和美委員、議席9番岡田 実委員にお願いいたします。

また、本日の会議書記は、事務局苅谷係長にお願いします。

日程第2に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第14条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議 長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題としたいと思っておりますが、提出番号16番については、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号16番と関連する一体の事業であることから、議案第1号の審議から提出番号16番を除いて、議案第4号の審議と併せて議題とすることによろしいでしょうか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号16番を除いて議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（西村係長）

議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、石田委員、お願いいたします。

石田真也委員

去る8月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、水稻・野菜・芝を作付けしている農家で、申請地には芝を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号1番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、中島委員、お願いいたします。

中島信夫委員

去る8月4日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号3番については、水稻・陸稲を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号4番については、野菜・芝・果樹を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号5番については、農業開始のため申請されるもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号6番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号7番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付

けする予定です。

提出番号 8 番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 9 番については、農業開始のため申請されるもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 2 番から 9 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、蛭原委員、お願いいたします。

蛭原 昇委員

去る 8 月 6 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 10 番については、申請人は農業開始のため申請されたものですが、申請地を耕作可能となるよう指導すべく、継続審議といたしました。

以上のことから、提出番号 10 番については、継続審議と思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯島孝一委員、お願いいたします。

飯島孝一委員

去る 8 月 4 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 11 番については、申請者は農業開始のため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 12 番については、申請者は水稻を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号 13 番については、申請者は農業開始のため申請するもので、申請地には野菜・果樹を作付けする予定です。

提出番号 14 番については、申請者は農業開始のため申請するもので、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号 15 番については、申請者は水稻・芝・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 11 番から 15 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお

一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、關委員、お願いいたします。

關 元章委員

去る8月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 17 番については、申請者は芝・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 18 番については、申請者は水稲・麦を作付けしている農家で、申請地には水稲を作付けする予定です。

提出番号 19 番については、農業を開始するため申請されたもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 17 番から 19 番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員

去る8月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 20 番については、申請者はブドウと陸稲を作付けする農家で、申請地には陸稲を作付けする予定です。

提出番号 21 番については、申請者はブドウを作付けする法人で、申請地にはブドウを作付けする予定です。

提出番号 22 番については、申請者は水稲と野菜を作付けしている農家で、申請地には水稲と野菜を作付けする予定です。

提出番号 23 番については、申請者は農業開始のため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 20 番から 23 番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、各地区の調査結果の報告が終わりました。

提出番号10番は、継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号10番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共がないようですので、提出番号10番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号10番については、蛭原委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号10番については、継続審議といたします。

続きまして、議案第1号の提出番号1番から9番、11番から15番、17番から23番の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共がないようですので、これにて議案第1号の提出番号1番から9番、11番から15番、17番から23番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号の提出番号1番から9番、11番から15番、17番から23番について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についての提出番号1番から9番、11番から15番、17番から23番について、許可することに決定いたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主任）

議案第2号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、豊里地区において調査を実施しておりますので、石田委員より調査結果の報告をお願いいたします。

石田真也委員

去る8月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番について、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、低地解消を目的とした盛土を行うため申請するもので、令和7年10月19日までの一時転用です。

許可後は、つくば市館野地内の建設発生土を用いて盛土し、盛土完了後は野菜を作付けする予定で、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号1番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第2号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第2号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定によ

る許可については、許可することに決定いたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議長（飯野 和男）

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（西村係長）

議案第3号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、桜地区において調査を実施しておりますので、吉田委員より調査結果の報告をお願いいたします。

吉田新一 委員

去る8月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、一時転用期間を延長するため、事業計画変更の申請がなされたものですが、申請に必要な書類が不足しており、事業の必要性が確認できないことから、継続審議といたしました。

以上のことから、提出番号1番については継続審議と思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第3号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第3号に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

議案第3号について、吉田委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認については、継続審議といたします。

議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号16番を一括して議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主任）

議案第4号、議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、石田委員、お願いいたします。

石田真也委員

去る8月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため、申請地を父より借り受け、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号1番については、一般基準に適合の上、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、中島委員、お願いいたします。

中島信夫委員

去る8月4日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、結婚を機に将来のことを考え、申請地を父より受

贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号3番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を祖母より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号4番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭なため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号5番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭なため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号6番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市内で不動産業を営む個人です。現在、貸駐車場を営んでおりますが、さらなる需要が見込まれることから、申請地を母より借り受け、貸駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、全面碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車24台分の駐車場を整備する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号7番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置く飲食店等を経営している法人です。周辺環境より需要が見込まれることから、申請地を借り受け、ドライブインとしての店舗用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、店舗1棟を建築し、アスファルト舗装した駐車場77台分を整備する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号8番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号9番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭なため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号10番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭なため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号11番について、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内で電気工事業を営む法人です。既存の駐車場が事務所から遠く、業務に支障を来しており、利便性を向上させるべく、申請地を借り受け、駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、全面砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車7台分の駐車スペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号2番から11番については、一般基準に適合の上、第1種農地及び第2種農地の例外許可規定並びに第2種農地及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯島孝一委員、お願いいたします。

飯島孝一委員

去る8月4日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号12番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置き、太陽光発電事業を営む法人です。今般、事業用地を探していたところ、適切な事業地を譲っていただけることとなったことから、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

なお、当該申請については、電力の固定価格買取制度を用いず、小売電気事業を営む会社に発電した電気を売電する計画となっております。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、敷地内を整地し、雨水は敷地内浸透処理とした上で、550Wパネルを164枚設置する計画で、資金については自己資金で賄います。

提出番号13番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号14番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号15番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため、申請地を親より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号12番から15番については、一般基準を満たしており、第1種農地、第2種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、關委員、お願いいたします。

關 元章委員

去る8月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

議案第1号の提出番号16番と議案第4号の提出番号16番については、営農型太陽光発電事業に係る一体の事業であることから、一括して説明いたします。

申請地の農地区分は、第1種農地と判断いたしました。

申請者は、市外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。今般、営農型太陽光発電施設の一時転用許可の期間満了に伴い、再許可の申請をするものです。

議案第1号の提出番号16番については、区分地上権を設定するために農地法第3条の申請を、議案第4号の提出番号16番については、発電設備の支柱部分に対し、農地法第5条の一時転用の申請をされたものですが、下部農地において営農計画に関する書類が整っていないことから、継続審議といたしました。

提出番号17番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。事業用地を探していたところ、適切な事業地を譲っていただけることとなったため、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

なお、当該申請については、電力の固定価格買取制度を用いず、小売電気事業を営む会社に発電した電気を売電する計画となっております。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、敷地内を整地し、雨水は敷地内浸透処理とした上で、645Wパネルを172枚設置する計画で、資金については自己資金で賄います。

以上のことから、議案第1号の提出番号16番と議案第4号の提出番号16番については継続審議。提出番号17番については、一般基準に適合の上、第2種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わりにします。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員

去る8月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号18番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議

は整っております。

提出番号19番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号20番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号21番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県内で不動産業を営む法人です。今般、申請地周辺の住環境が良く、住宅購入の需要が見込まれることから、申請地を取得し、建売住宅用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、建売住宅4棟を建築する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号22番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、将来のことを考え、申請地を妻の父より借り受け、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号18番から22番については、一般基準を満たしており、第1種農地、第2種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第1号の提出番号16番及び議案第4号の説明及び報告が終わりました。

議案第1号の提出番号16番及び議案第4号の提出番号16番は、継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

議案第1号の提出番号16番及び議案第4号の提出番号16番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、議案第1号の提出番号16番及び議案第4号の提出番号16番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号の提出番号16番及び議案第4号の提出番号16番については、關委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号16番及び議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号16番については、継続審議といたします。

続きまして、議案第4号の提出番号1番から15番、17番から22番の質疑に入ります。

意見等ありましたらお願いいたします。

対崎委員、お願いいたします。

対崎徳男委員

豊里地区の対崎です。

議案書10ページ、提出番号10番についてお伺いいたします。

転用される申請事業者は、県外でパチンコホールなどの遊技場も経営されているようですが、今回は業態を変えて、ドライブインを新規出店されるということによろしいのでしょうか。

議長（飯野 和男）

事務局から説明をお願いします。

事務局（飯泉課長補佐）

事務局よりお答えいたします。

先ほど、谷田部地区の担当委員さんからご説明のありました通り、同法人は飲食業を営まされてございます。また、アミューズメント施設のパチンコホールの他、スポーツクラブなどの事業展開をされている法人となっております。

今般、新たにドライブイン経営に参入したく、申請されたものと伺っております。

以上でございます。

対崎徳男委員

ありがとうございました。

議長（飯野 和男）

そのほかに何かありますか。

よろしいですか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第4号の提出番号1番から15番、17番

から22番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号の提出番号1番から15番、17番から22番について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号1番から15番、17番から22番については、許可することに決定いたします。

議案第5号 現況証明の発行可否について

議長（飯野 和男）

次に、議案第5号 現況証明の発行可否についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（西村係長）

議案第5号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、石田委員、お願いいたします。

石田真也委員

去る8月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、20年以上前より宅地の一部として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号1番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、中島委員、お願いいたします。

中島信夫委員

去る8月4日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、20年以上前より倉庫の一部として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号3番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号2番、3番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯島孝一委員、お願いいたします。

飯島孝一委員

去る8月4日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号4番については、山林状態となっており、再生利用が困難な状況となっております。

以上のことから、提出番号4番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、關委員、お願いいたします。

關 元章委員

報告します。

去る8月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号5番については、山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号5番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わりにします。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第5号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

雨貝委員、お願いいたします。

雨貝洋子委員

大穂地区の雨貝です。

議案書17ページ、提出番号5番についてお伺いいたします。

こちらの土地は、農用地区域内農地となりますが、所管する市農業政策課との調整はどのようになっておりますか。

議長（飯野 和男）

事務局のほうからお願いします。

事務局（飯泉課長補佐）

事務局よりお答えいたします。

当該申請に関しまして、市農業政策課との事前の調整は行っておりません。

こちらの非農地証明願に関しては、農業委員会の事務処理上は単なる現況の事実証明でございまして、他課との調整を含め、そこまで深く追求していないのが現状でございます。

また、先月もお答えしましたとおり、証明発行後も農用地区域内農地であることには変わりございませんので、今後、山林を開墾するなどして住宅や駐車場等への用途変更する場合には、農用地区域からの除外が必要になる可能性はあると思われま

雨貝洋子委員

ありがとうございました。

現状、調整はされていないということをお伺いしました。

私としましては、市農業政策課と協議しないというのは、解せないんですけども、いかがでしょうか。

事務局（飯泉課長補佐）

委員さんからの御意見も踏まえ、来月以降、農用地区域内農地における非農地証明願に関しましては、市農業政策課の方に申請があった旨を伝えるなど、お互いに情報共有をしていきたいと思っております。

雨貝洋子委員

ありがとうございます。そのようをお願いしたいと存じます。

ただ、今回につきましても、これは目の前にして、私としては賛成という気持ちにはなれないということは、やはり農振地域の重みというものを何十年と感じておりましたので、この大きな面積が現況証明願で証明書を交付されると、当然、地目変更もされ、地目変更から所有権移転がされます。

所有権移転されたら、新しい所有者が農振地域だということを確認できるかどうか、それは疑問に思います。

私は、先月もそうでしたが、この農振地域がかかっているものは、もっと慎重に現況証明を発行するべきではないかと存じます。

よろしく申し上げます。

事務局（飯泉課長補佐）

御意見として承りたいと思います。ありがとうございます。

議長（飯野 和男）

そのほかに何か御質問等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第5号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第5号について、証明発行可とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第5号 現況証明の発行可否については、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議長（飯野 和男）

次に、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主任）

議案書18ページになります。

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和7年7月18日付けで農用地利用集積等促進計画案の意見を求められているものです。

整理番号1番、豊里地区で10年間の賃借権を設定するものです。

以降、整理番号26番までのとおりとなり、豊里地区11件、谷田部地区5件、荃崎地区1件、大穂地区3件、筑波地区6件となります。

なお、計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するものとなっております。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、整理番号1番については、議事参与の制限案件に該当しますので、これらを除いて審議いたします。

整理番号2番から26番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないようですので、これにて整理番号2番から26番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

整理番号2番から26番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての整理番号2番から26番は、原案のとおり異議なく承認することに決定いたします。

続きまして、整理番号1番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、遠藤委員、大野委員の退席を求めます。

（遠藤道夫委員、大野博司委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、整理番号1番について質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないようですので、これにて整理番号1番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

整理番号1番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号 農地中間管理事業の推進

に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての整理番号1番について、原案のとおり異議なく承認することに決定いたします。
遠藤委員、大野委員の復席を求めます。

（遠藤道夫委員、大野博司委員 復席）

議案第7号 つくば農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第7号 つくば農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（西村係長）

議案書44ページになります。

議案第7号 つくば農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明いたします。

こちらは、市長より令和7年7月23日付けで、農業振興地域整備計画の変更について意見を求められているものです。

整理番号1番、豊里地区において自己用住宅敷地として申請されたものです。

以降、整理番号9番までのとおりとなり、豊里地区3件、谷田部地区1件、大穂地区2件、桜地区3件となります。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありました。地区ごとに調査を実施しておりますので、担当委員より報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、石田委員、お願いいたします。

石田真也委員

去る7月24日に行った農業振興地域整備促進協議会豊里地区の現地調査、並びに8月5日の審議結果について、報告いたします。

整理番号1番から3番については、除外後の農地区分は第1種農地であり、転用の目的等から、第1種農地の例外許可規定を満たすと判断いたしました。

以上のことから、整理番号1番から3番については、農業振興地域整備計画を変更しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、関口委員、お願いいたします。

関口和美委員

去る7月24日に行った農業振興地域整備促進協議会谷田部地区の現地調査、並びに8月4日の審議結果について、報告いたします。

整理番号4番については、除外後の農地区分は第1種農地であり、転用の目的等から、第1種農地の例外許可規定を満たすと判断いたしました。

以上のことから、整理番号4番については、農業振興地域整備計画を変更しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、石島委員、お願いいたします。

石島 繁委員

去る7月25日に行いました農業振興地域整備促進協議会大穂地区における現地調査、並びに8月4日の審議結果について、御報告いたします。

整理番号5番については、除外後の農地区分は第1種農地であり、転用の目的等から、第1種農地の例外許可規定を満たすと判断いたしました。

整理番号6番については、除外後の農地区分は第2種農地であり、転用の目的等から、第2種農地の例外許可規定を満たすと判断いたしました。

以上のことから、整理番号5番、6番については、農業振興地域整備計画を変更しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局（田中主任代読）

去る7月25日に行った桜地区農業振興地域整備促進協議会における現地調査、並びに8月6日の審議結果について、報告いたします。

整理番号7番から9番については、除外後の農地区分は第1種農地であり、転用の目的等から、第1種農地の例外許可規定を満たすと判断いたしました。

以上のことから、整理番号7番から9番については、農業振興地域整備計画を変更しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。
以上で、議案第7号の説明及び報告が終わりました。
これより質疑に入ります。
質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第7号に対する質疑を終結します。
これより採決いたします。
つくば農業振興地域整備計画の変更について同意することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第7号 つくば農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、変更同意することに決定いたします。

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画変更案に対する
意見について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画変更案に対する意見についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（苅谷係長）

令和7年3月に策定した地域計画について、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、地域計画変更時にも、市町村は農業委員会へ意見を求めることとなっています。

令和7年6月受付分の地域計画変更の内容は、新たに担い手を追加するものと、自己用住宅地としての利用や、駐車場用地として利用する等による除外になります。

該当区域は11区ありまして、第1区は計画の除外が3筆、第5区は計画の除外1筆、第6区は計画の除外が3筆、第8区は計画への位置づけが65筆、第9区は計画への位置づけが241筆、第14区は計画への位置づけが43筆、除外が3筆、第16区は計画の除外が2筆、第17区は計画の除外が1筆、第18区は計画の除外が3筆、第27区は計画への位置づけが3筆、除外が1筆、第28区は計画への位置づけが1筆、合計370筆の計画変更となります。

農業委員会の意見としましては、「地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと考える」と回答することによってよろしいでしょうか。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第8号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。
議案第8号を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画変更案に対する意見については、原案のとおり決定いたします。

議案第9号 令和8年度国・県農業施策に対する意見・要望（案）について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第9号 令和8年度国・県農業施策に対する意見・要望（案）についてを議題といたします。
本案については、農業政策専門委員会で審議しておりますので、大野委員長より報告をお願いいたします。

大野博司委員

農業政策専門委員会より、議案第9号 令和8年度国・県農業施策に対する意見・要望（案）について御説明いたします。

こちらは、農業委員会及び推進委員の皆様方より提出いただいた御意見を基に、7月29日及び本日総会前に開催した当委員会において協議を行い、原案として決定いたしました。

意見・要望については、4項目からなり、1、農地の保全と有効利用対策、2、担い手経営対策、3、基本農政の確立対策、4、農業委員会組織対策となっています。それぞれの項目に対する意見・要望事項と理由につきましては、議案書に記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

なお、総会で可決された上は、農業委員会等組織である茨城県農業会議へ提出いたしますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

ただいま大野委員長より報告がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたし

ます。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第9号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。
議案第9号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第9号 令和8年度国・県農業施策に対する意見・要望（案）については、原案のとおり決定いたします。

議 長（飯野 和男）

次に、日程第3、報告第1号から第6号についてですが、内容は議案書49ページから70ページまでに記載のとおりですので、説明は省略いたします。
報告第1号から第6号について、質問等はございませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、報告第1号から報告第6号について終了いたします。
その他の報告ですが、11月18日から19日にかけて、1泊2日で実施する農業委員、農地利用最適化推進委員合同視察研修会につきまして、世話人会の代表幹事である野堀委員より報告をお願いいたします。

野堀良夫委員

合同視察研修に関する世話人会からの報告をいたします。

8月12日の総会で、いろいろお話ししましたが、世話人会から合同視察研修の開催について報告を行った後に、事務局より研修の開催案内通知を送付させていただきました。

本日までに当研修会に参加申し込みいただいた委員の状況は、農業委員が17名、推進委員が6名で、合計23名でございます。まだ農業委員の方、6名の方が欠席ということですが、なかなか若い新人の委員さんが出席が少ないようなのですけれども、今後の農業委員会の活動についても、大変有意義な研修となるかと思っておりますので、ぜひ万障お繰り合わせの上、御参加いただきたいと思います。

本研修は、11月中旬の開催となり、当委員会の全体行事となっておりますので、予定のある方も再度日程を調整していただき、1人でも多くの委員に御参加をお願いしたいと思います。

っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。
以上です。

議 長（飯野 和男）
ありがとうございました。

閉会の宣告

議 長（飯野 和男）
以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和7年第8回総会を閉会いたします。

【午後2時38分 閉会】

議 長

農業委員会委員

農業委員会委員